

京情審答申第60号
平成19年1月23日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長山本克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年1月6日付け8総第57号で諮問のあった事案について、
次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった部分公開決定において、実施機関が非公開とした部分について、これを公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成17年11月2日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対して「京都府情報公開審査会議事録（不動産取得税決議書事案に係る部分）」を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成17年11月16日、実施機関は、本件公開請求のうち、「京都府情報公開審査会議事録（平成17年3月30日及び平成17年7月12日開催）のうち不動産取得税決議書事案に係る部分」については公文書公開決定処分を行い、また、「京都府情報公開審査会議事録（平成17年5月10日及び平成17年6月7日開催）のうち不動産取得税決議書事案に係る部分」（以下「本件公文書」という。）については、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書公開決定通知書及び公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成17年12月27日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成18年1月6日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

実施機関は理由説明書の中で、本件公文書は、審査会の調査審議を記録したものであること、また、審査会の調査審議は、その手段としてインカメラ審理手続が採用されていることを述べているが、これは「調査審議」には該当しない。ましてやインカメラ審理手続などした形跡はない。形式秘を主張しただけである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 不動産取得税決議書事案について

不動産取得税決議書事案とは、不動産取得税決議書に係る公開請求に対し、その一部を「地方税法（昭和25年法律第226号）に関する調査に関する事務により知り得た秘密であり、地方税法第22条の規定により公にすることができない」として、実施機関が公文書部分公開決定処分（平成16年12月17日付け6税第657号）を行ったことに対して、異議申立てが行われたものである。実施機関は、用途及び面積のうち、その建物の構造上当然あるべきもの、家屋の性格上誰でも入館し利用できる箇所の用途及び法人が公開している内容以外の部分は、法第22条に規定する「秘密」に該当し非公開が妥当である旨の審査会の答申を尊重して、不動産取得税決議書事案に係る異議申立てに対し、それらの部分については条例第6条第2号に該当するとして非公開とする決定（平成17年10月4日付け7税第1076号）を行ったところである。

2 条例第6条第2号該当性について

本件公文書は、平成17年5月10日及び平成17年6月7日に開催された審査会の議事録のうち、不動産取得税決議書事案に係る部分であり、不動産取得税決議書事案について審査会委員等が発言した内容等が記録されている。本件処分において非公開とした部分は、実施機関が異議申立てに対する決定で非公開とした京都弁護士会館の室等の具体的名称についての発言を記録したものであり、これらを公開すると、地方税法第22条に規定する「秘密」に該当する情報を公開することになるため、条例第6条第2号に該当するとして非公開としたところである。

3 条例第6条第5号該当性について

本件公文書は、審査会の調査審議を記録したものである。審査会

の調査審議手続について、条例第25条は「審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。」旨規定している。審査会の調査審議は、特に、その手段としてインカメラ審理手続が採用されており、このような調査審議の手続を公開すると非公開情報が公になるおそれがあり適当でないため、審査会の不服申立てに係る調査審議の手続を非公開とすることを明らかなとしたものである。したがって、公開すると率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる部分、非公開妥当とした部分を推知させる部分等については、調査審議の手続を非公開とする趣旨に照らしても公開すべきではなく、公開すると、審査会における調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

本件処分で非公開とした部分は、審査会において、不動産取得税決議書事案につき非公開が妥当であると判断された部分であり、先に述べた観点から、条例第6条第5号の非公開情報に該当するとして非公開としたところである。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

(1) 本件公文書について

本件公文書のうち実施機関が非公開としたのは、京都弁護士会館の室等の具体的名称についての発言を記録した部分であり、当該室等の具体的名称については、不動産取得税決議書事案に係る審査会の答申における非公開妥当との判断に基づき、実施機関が異議申立てに対する決定で条例第6条第2号に該当するとして非公開とした部分である。

なお、審査会において本件を審査していく過程において実施機関に対し経過を確認をしている中で、本件非公開とした部分に相当する情報が平成16年5月18日付け京都府公報において公表され、かつ、本件非公開とした部分が「京都弁護士会新会館建設に係る補助金の額の確定について及び京都弁護士会新会館建設完了検査について」に係る公文書の公開請求に対して公開されていることを確認した。

(2) 条例第6条第2号及び第5号について

条例第6条第2号は、法令若しくは他の条例の規定に基づき公にすることができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示に基づき公にすることができないとされている情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

また、条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(3) 条例第6条第2号及び第5号該当性について

本来は、実質秘に当たる部分として非公開とした部分を公開すると、地方税法第22条に規定する「秘密」に該当する情報を公開することになり（条例第6条第2号該当）、また、条例第6条各号によって非公開とされるべき情報が議事録に記載されている場合において、それを公開すると審査会における調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（条例第6条第5号該当）ものと認められる。

しかし、本件の場合においては、2(1)で述べたとおり京都府公報及び情報公開請求により本件で公開・非公開が争われている

部分が既に公表等されているという事実が確認されていることから、当該部分については、「秘密」に該当する情報として保護する必要がないものと判断でき、また、当該部分を公開しても審査会における調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 1月 6日	諮問書の受理
平成18年 1月30日	実施機関の理由説明書の受理
平成18年 2月21日	異議申立人の意見書の受理
平成18年 3月24日	第1回審査会
平成18年 4月28日	実施機関の理由説明書（追加）の受理
平成18年 5月16日	異議申立人の意見書の受理
平成18年 6月20日	第2回審査会
平成18年 8月 8日	第3回審査会
平成18年10月17日	第4回審査会
平成18年12月 5日	第5回審査会
平成19年 1月23日	答 申